

軽自動車税の減免についてのお知らせ

本町には公益減免（介護施設等で送迎に使用）、構造減免（車いす自動車等）の減免の規定があります。同封の「軽自動車税減免申請書」に必要事項を記入し、下記期限までに提出してください。

なお、期限まで提出がない場合は税の減免は受けられませんのでご注意ください。ご不明な点がございましたら、ご連絡ください。

※減免を受ける場合、申請は毎年必要になります。

記

提出期限 令和8年5月29日（金）（納期限前日）

提出先 大河原町税務課 課税係（役場1階 ⑧番窓口）

提出書類 ①減免申請書（必要事項を記入したもの）
②令和8年度軽自動車税納税通知書兼領収証書
※納付せず持参してください。納付した場合は、減免を受けられません
③減免を必要とする事由を証明する書類
（車検証のコピー等）

〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南19
担当 大河原町税務課課税係（内線 131・132）
電話 0224-53-2113 FAX 0224-53-3818